

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例	公 布 日	昭和45年3月27日
条 例 番 号	昭和45年三重県条例第17号	直 近 改 正 日	平成22年6月30日
所管部局課	県土整備部建築開発課	電 話 番 号	059-224-3087
条例の概要	都市計画法第58条第1項に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し、面積が10ha以上の風致地区に係るものについて必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	都市計画法第58条第1項の規定により、風致を維持するために、風致地区内の建築等について規制することができ、規制する場合は条例で定める必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	政令改正により、風致地区内の規制等については、県から市町へその権限が委譲されたことから県が公的な関与を行っていく必要はなくなったが、経過措置により市町において条例が制定されるまでは、引き続き県が公的な関与を行う必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	10ha以上の風致地区がこの条例の対象となるものであり、現在、4市町21地区の風致地区が指定されており、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	政令で定める基準に従い、許可基準等を定めている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	都市計画法第58条第1項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	都市計画法第58条第1項及び政令
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である風致地区内の建築等の規制に関し、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	ただし、風致地区における建築等の規制に関し市町が条例を整備したとき又は経過措置期間が経過したときは、条例廃止に支障がない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	風致の維持を図るための、風致地区内における建築等の規制に関し、条例で定める許可基準等の規定は必要であり、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	政令で定める基準に従い許可基準等を条例で定めており、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	現時点で風致地区における建築等の規制について市町が条例を整備していないため、重複はない。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例執行による効果は風致の維持であり、一部の県民に限られるものではない	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	風致の維持を目的として、10ha以上の風致地区内における建築等の行為に対する規制であり、一部の県民に限られるものではない	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果		理	特記事項	見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	本条例は、通常の条例改正として廃止手続をするため、一斉点検での改正・廃止を必要としない	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省令関係政令等の整備等に関する政令(平成23年政令第363号)による政令の一部改正により、10ha以上の風致地区における建築等を規制する権限が県から市町へ移譲されたことから、10ha以上の風致地区における建築等の規制に関する条例を市町が整備したとき又は経過措置期間(施行日から3年を経過する日まで)が経過したときは、廃止する必要があるが、現時点では廃止する必要はない	無
				有効期限に関する規定の有無
				無